

◎地方交付税法等の一部を改正する法

律

(平成二十二年二月三日法律第六三号)

一、提案理由(平成二十二年一月一六日・衆議院総務委員 会)

○片山国務大臣 地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算により平成二十二年度分の地方交付税が一兆三千百二十六億円増加することとなりますが、このうち一兆百二十六億円を平成二十三年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができることとするともに、本年度におきましては、三千億円を交付することとし、これに対応して平成二十二年度分の普通交付税の額の算定に用いる雇用対策・地域資源活用臨時特例費の単位費用の改定等を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

地方交付税法等の一部を改正する法律

二、衆議院総務委員長報告(平成二十二年一月一六日)

○原口一博君 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成二十二年度の補正予算により同年度分の地方交付税が一兆三千百二十六億円増加することに伴い、このうち一兆百二十六億円を平成二十三年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して同年度に交付することができることとするとともに、本年度においては、三千億円を交付することとし、これに対応して平成二十二年度分の普通交付税の額の算定に用いる雇用対策・地域資源活用臨時特例費の単位費用の改定等を行おうとするものであります。

本案は、去る十二日本委員会に付託され、本日、片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、続いて、自由民主党・無所属の会提出の修正案について趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、本案及び修正案についての質疑を行い、討論、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告(平成二十二年一月二六日)

○那谷屋正義君　ただいま議題となりました六法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

………(略)………

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、平成二十二年一般会計補正予算により増額された同年度分の地方交付税一兆三千二百二十六億円のうち、一兆二百二十六億円を平成二十三年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができることとするともに、三千億円を平成二十二年分において交付することとし、これに対応して平成二十二年分の普通交付税の額の算定に用いる雇用対策・地域資源活用臨時特例費の単位費用の改定等を行うこととするものであります。

委員会におきましては、片山総務大臣から趣旨説明を聴取した後、自由民主党を代表して磯崎陽輔委員及び中西祐介委員より、平成二十二年度分の地方交付税に係る平成二十一年度の決算剰余金に伴う精算増五千七百五十八億円について、その全額を平成二十二年分に交付するための措置等を講じようとする修正案が提出され、その趣旨説明を聴取いたしました。

続いて、原案及び修正案について、地方交付税一兆円の翌年

度への繰越しと緊急経済対策との関係、地方交付税三千億円の増額の意味とその経済効果、経済対策の地方財政に対する影響、ひも付き補助金の一括交付金化に関する懸念等の質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して片山さつき理事より修正案に賛成、原案に反対、みんなの党を代表して寺田典城委員より原案に反対、日本共産党を代表して山下芳生委員より原案及び修正案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

………(略)………

以上、御報告申し上げます。